

呉市耐震改修促進計画（第 4 期計画）の策定について

1 計画策定の趣旨

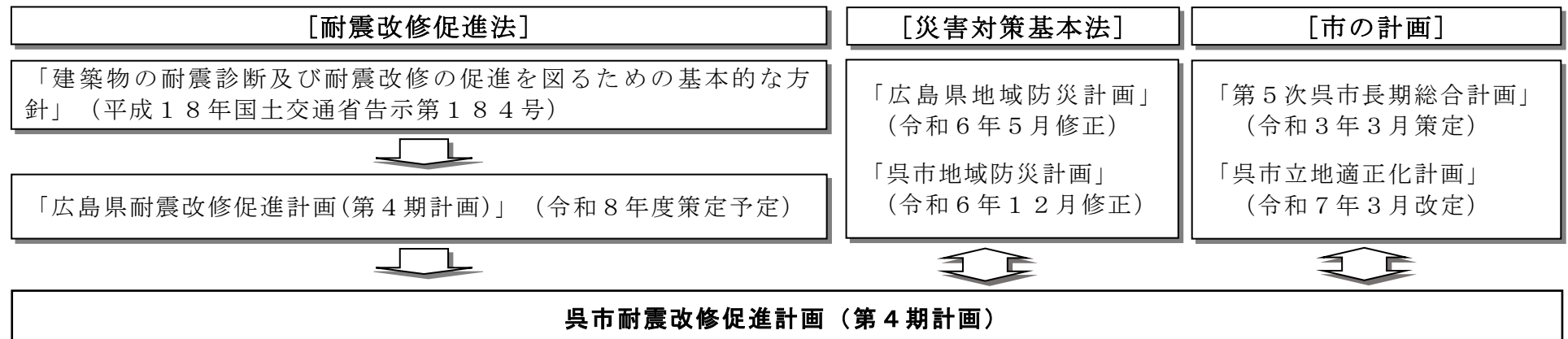
呉市では、建築物の耐震化の現状を明らかにするとともに、耐震性を有しない建築物の耐震化の促進を図ることにより、災害に強いまちづくりを進めていくため、平成 20 年に、「呉市耐震改修促進計画」を策定しました。

その後、平成 25 年に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」といいます。）が改正されたこと等を受け、平成 29 年に第 2 期計画、令和 3 年 6 月に第 3 期計画を策定し、建築物の耐震化率の向上に向けた取組を進めているところですが、第 3 期計画の計画期間が令和 7 年度で満了することから、次期計画となる「呉市耐震改修促進計画（第 4 期計画）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

呉市耐震改修促進計画は、耐震改修促進法第 6 条第 1 項の規定により、都道府県耐震改修促進計画に基づき市町村が定めるよう努めることとされている「市町村耐震改修促進計画」として、市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として位置付けているものです。

策定に当たっては、令和 8 年度策定予定である「広島県耐震改修促進計画（第 4 期計画）」の内容を踏まえ、「第 5 次呉市長期総合計画（令和 3 年 3 月策定）」、「呉市立地適正化計画（令和 7 年 3 月改定）」等との整合を図ります。



3 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

4 計画策定の方向性

第3期計画における建築物の耐震化率の向上に向けた取組の実施状況、国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び令和8年度に策定予定の「広島県耐震改修促進計画(第4期計画)」の内容を踏まえ、次に掲げる事項について定めます。

(1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

最新の統計数値により、令和7年度末時点での耐震化率を推計し、令和12年度末の目標値を定めます。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

広域緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修促進事業、木造住宅耐震改修等助成事業及びブロック塀等安全確保事業等の現在実施している事業の成果を踏まえ、耐震化の促進を図るために必要な施策について定めます。

(3) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

市民の地震に対する防災意識が高まるように、普及・啓発を図る取組について定めます。

(4) 所有者等に対する措置の実施に関する事項

優先的に耐震化を実施すべき建築物の選定、対応方針及び指導等の措置の実施について定めます。

5 今後のスケジュール

	令和7年度								令和8年度		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
議会	●行政報告 (策定について)							●行政報告 (計画(素案)について)		●行政報告 (計画(案)について)	
計画策定	現状分析							パブリック コメント			
		計画(素案)作成							最終案作成		策定